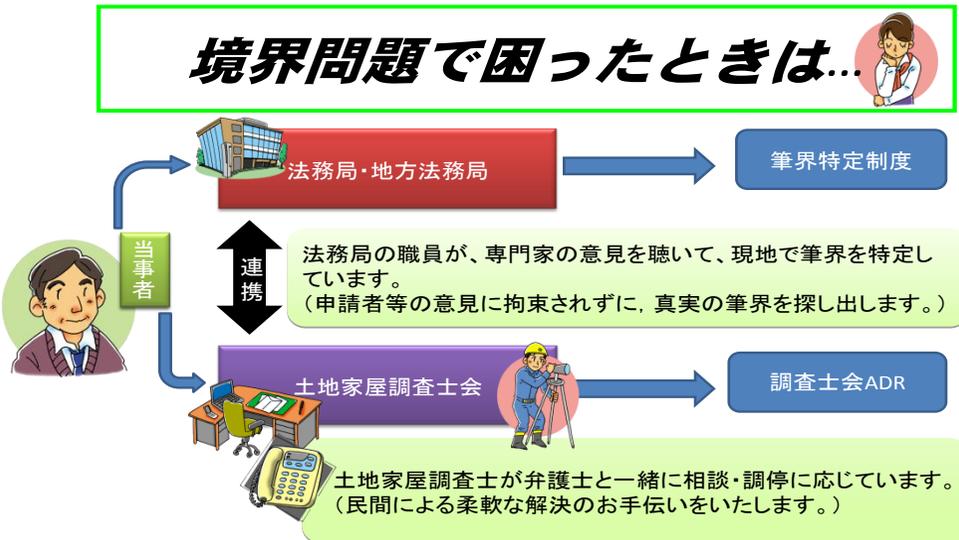


境界問題でお困りの方へ

境界問題で困ったときは...



どこが違うの？

- 筆界特定制度は、

筆界(一筆の土地が登記されたときの土地の境)を明らかにします。

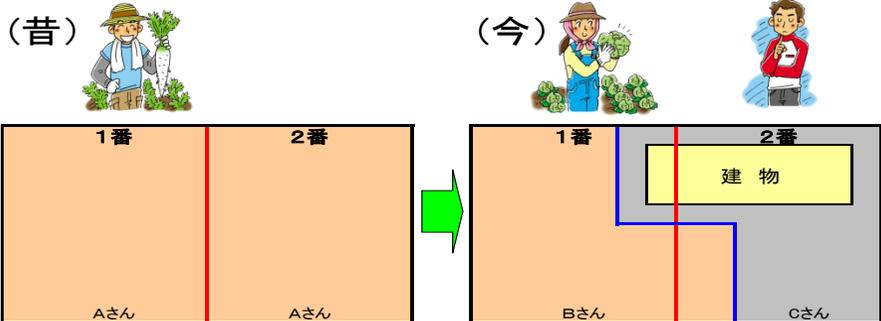
* 明渡しなど、所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

- 土地家屋調査士会ADRは、

境界問題全般を解決します。

* 相手方の応諾がないと手続きを進めることができません。

筆界？所有権界？

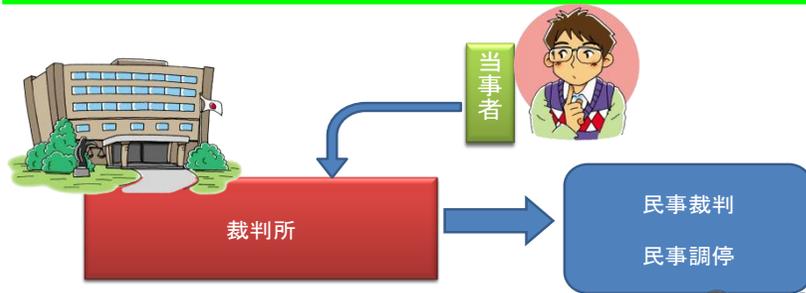


筆界...筆界の位置は、売買・交換等で自動的に移動することはありません。

所有権界...所有権界の位置は、売買・交換等で移動することがあります。

(筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。)

もうひとつの解決方法



福島地方方法務局・境界紛争解決支援センターふくしま

* 筆界特定制度についてのお問い合わせは福島地方方法務局

電話 024(534)2048

* 調査士会ADRについてのお問い合わせは境界紛争解決支援センターふくしま

電話 024(535)3937

境界問題についてのお問い合わせは

●筆界特定制度についてのお問い合わせは

福島地方法務局不動産登記部門 筆界特定室 電話 024-534-2048

筆界特定制度のご案内 <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji104.html>
(法務省ホームページ)